1. 商品名(愛称)	<いわぎん>教育資金贈与専用口座(まごのみらい)
2. 対象預金	普通預金
	※ 当行、本店営業部の専用口座を開設いただきます。
3. 販売対象	直系尊属の方から教育資金の贈与を受けた30歳未満のお客さま
4. 預入期間	2023年3月31日まで
5. 預入方法	
(1)預入方法	・随時預入
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・ 1 円単位
(4)預入限度	<ul><li>・1,500万円まで</li></ul>
	※ 預入の都度、贈与契約書(原本)のご提示が必要となります。
	また、1回あたりの預入金額は、贈与契約書記載の金額と同額と
	なります。
	※ お客さま(受贈者)の前年の合計所得金額が1,000万円を
	超える場合は、預入できません。
6. 払戻方法	教育資金にご利用いただいた資金のみ払戻しいたします。
	※ 口座開設店窓口にて、教育資金の支払いに充当した領収書等お
	よび当行所定の払戻請求書をご提出いただくことにより、お客さ
	ま(受贈者)のご指定された口座に入金します。
	※ 本口座は、キャッシュカードを発行いたしません。
	※ 教育資金の範囲については、文部科学省ホームページをご覧く
	ださい。
7. 利息	
(1) 適用金利	・毎日の店頭表示の利率を適用いたします。(変動金利)
(2)利払頻度	・毎年2月と8月の当行所定の日に普通預金元本に組入れいたします。
(3)計算方法	・。  ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円と
	して1年を365日とする日割計算によって算出いたします。
(4)課税	・分離課税(20%)※ただし、2013年1月1日~2037年
	12月31日までにお受取りになる利息については復興特別所得
	税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方
	税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	無手数料
9. 付加できる	
特約事項	
10. その他参考と	・本口座の開設は、お客さま(受贈者)お一人につき1口座です。
なる事項	本口座を1つ開設されたお客さま(受贈者)は、当行および他の
	金融機関も含め、原則として他に専用口座を開設できません。

- ※ 2口座以上開設された場合には、1つを除き無効となります。
- ・本口座は、原則として中途解約ができません。
- ・2021年4月1日以降、贈与者が死亡した場合、その死亡日に おける残額を相続等により取得したものとみなされ、相続財産に 加算されます。また、お客さま(受贈者)が贈与者のお子さまで はなく、お孫様等である場合は2割加算の対象となります。ただ し、贈与者死亡日にお客さま(受贈者)が以下のいずれかに該当 する場合を除きます。この改正は、2021年4月1日以後の信 託等により取得する信託受益権について適用となります。
  - (1) 23歳未満
  - (2) 学校等に在学している場合
  - (3) 教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練を受講している場合
- ・お客さま(受贈者)が以下に該当した場合、教育資金管理契約は 終了いたします。その場合、専用口座はただちに解約していただ きます。
  - (1) 30歳に到達した場合
    - ※ ただし、お客さま(受贈者)が以下の①、②のいずれかに該当し、当行に届け出をした場合は、引き続き制度をご利用することができます。翌年以降も届け出をすると利用できますが、当行に届け出をしない年の12月31日又はお客さま(受贈者)が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。
      - ①学校等に在学している場合
      - ②教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練を受講している場合
  - (2) 死亡した場合
  - (3) 教育資金管理契約による預金等の額が零となり、お客さま (受贈者) と当行との間で契約終了の合意があった場合

※ 原則として、上記事由以外での口座解約はできません。

・教育資金管理契約終了時、本口座に残高がある場合ならびに払戻金を教育資金目的以外にご使用いただいた場合は、当該金額が贈与税の課税対象となります。

11. 当行が契約している指定紛争解決機関

· 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109

または 03-5252-3772